# 令和7年度
# 保育所・認定こども園
# 入園案内

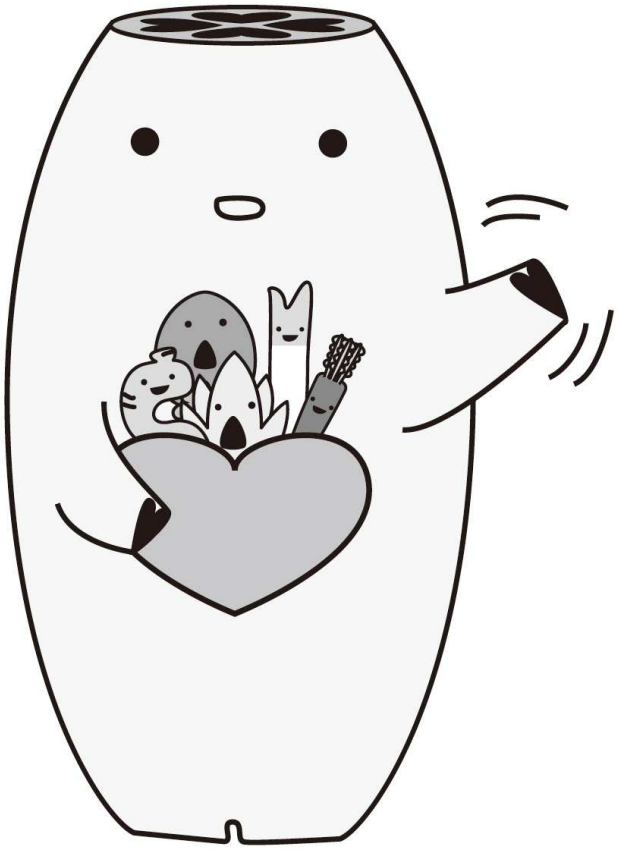

## 愛西市

# -目次-


1.はじめに・・・p.1

2.教育・保育給付認定について・・・p.1

（1）認定区分

（2）保育を必要とする事由

（3）保育の必要量（利用時間）

3.入園申し込みについて・・・p.3

（1）入園申し込み期限・場所

（2）広域入所について

（3）保育の必要性を確認するための書類

（4）入園の決定に関する留意事項

（5）その他入園後に必要な手続き

4.利用者負担額（保育料）について・・・p.6

（1）利用者負担額（保育料）の算定

（2）利用者負担額表（2号認定（満3歳児）・3号認定）

（3）利用者負担額（保育料）の軽減

（4）利用者負担額（保育料）の切替え

（5）利用者負担額（保育料）の変更

（6）利用者負担額（保育料）の徴収

5.給食費（主食費・副食費）について・・・p.8

（1）給食費（主食費・副食費）の徴収

（2）愛西市保育所等副食費補助金

6.保育所・認定こども園・幼稚園一覧・・・p.9

7.利用調整について・・・p.10

記入例・・・p.11

# 1.はじめに

## ◆保育所とは

保護者が就労や疾病、病人の看護等により児童を家庭において保育できない場合、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保護者がp.2「（2）保育を必要とする事由」に当てはまると認められる場合に限り入園できます。このため、「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由では入園できません。

## ◆認定こども園とは

学校教育と保育を提供する児童福祉施設です。幼稚園（教育）部分は保護者の就労の有無等に関わらず利用することができます。保育部分は「◆保育所とは」と同じです。

# 2.教育・保育給付認定について

## （1）認定区分

保育所等の利用には、以下の支給認定が必要です。支給認定は、児童の年齢、保育の必要性によって区分され、認定区分によって利用できる施設が異なります。

| 認定区分 | 年齢及び保育の必要性 | 利用できる施設 | 利用時間 |
|---|---|---|---|
| 1号認定 | 満3歳以上で、教育を希望する場合 | ・認定こども園<br>・幼稚園（新制度移行） | ・施設が定める教育標準時間<br>＋預かり保育 |
| 2号認定 | 満3歳以上で、保育を希望する場合<br>（条件：p.2「（2）保育を必要とする事由」に該当あり） | ・保育所<br>・認定こども園 | ・保育短時間<br>（最長1日8時間）<br>＋延長保育<br>もしくは、<br>・保育標準時間<br>（最長1日11時間）<br>＋延長保育 |
| 3号認定 | 満3歳未満で、保育を希望する場合<br>（条件：p.2「（2）保育を必要とする事由」に該当あり） | | |

※3歳年齢到達による３号認定から２号認定への変更は、愛西市役所子育て支援課で行います。保護者による必要な手続きはありません。

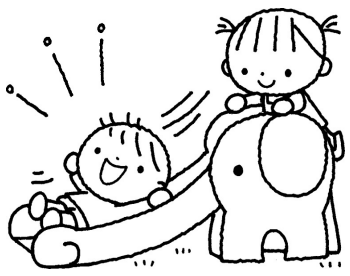

## （2）保育を必要とする事由

2号認定または3号認定を受けるには、保護者が以下の保育を必要とする事由に該当する必要があります。

| 保育を必要とする事由 | 内　容 |
|---|---|
| 就　労 | 月64時間以上の就労をしている場合 |
| 妊娠・出産 | 母親が出産の前後（出産予定月とその前後各2ヶ月）の場合 |
| 育児休業 | 育児休業取得時に、既に入園している児童について継続利用が必要な場合※ |
| 疾病・障害 | 病気・負傷・心身に障害のある場合 |
| 介護・看護 | 同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合 |
| 災害復旧 | 地震、風水害、火災等の復旧にあたっており、児童の保育ができない場合 |
| 求職活動 | 求職活動を行っている場合 |
| 就　学 | 高校、大学、専門学校等に在学中または職業訓練を受講中の場合 |
| その他 | 児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いことが認められる場合 |

※保育所等に入園していない児童が育児休業取得時に新たに保育支給認定（2・3号認定）を受けることはできません。育児休業取得に保育所等の継続利用を希望する場合は、「保護者の育児休業取得に伴う児童の保育所等入所継続希望調書」の提出が必要です。

## （3）保育の必要量（利用時間）

2・3号認定の場合、保護者の就労時間等によって、施設を利用できる保育時間が決まります。

| 区　分 | | 保育時間 |
|---|---|---|
| 保育標準時間 | フルタイム就労を想定した利用時間 | 1日最長11時間利用可能 |
| 保育短時間 | パートタイム就労等、短い就労時間を想定した利用時間 | 1日最長8時間利用可能 |

※保育標準時間・保育短時間ともに、利用可能な時間を超える利用については延長保育となります。（開所時間および延長保育の時間は各施設によって異なります。p.9「7.保育所・認定こども園・幼稚園一覧」をご確認ください。）

※保育を必要とする事由が「就労」の場合、保育標準時間利用については月100時間以上の勤務が必要です。（月の就労時間が100時間未満の場合は保育短時間利用となります。）

※年度途中で保育の必要量の変更を希望される場合は、以下の書類を変更月の前月15日までにご提出ください

| 変更前 | 変更後 | 必要書類 |
|---|---|---|
| 保育標準時間 | 保育短時間 | 申立書（子育て支援課、各支所で記入） |
| 保育短時間 | 保育標準時間 | 就労証明書（変更月より直近3ヶ月の月100時間以上の就労を証明するもの） |

# 3.入園申し込みについて

## （1）入園申し込み期限・場所

### ◆申し込み期限

原則入園を希望する月の前月15日まで

（例）5月1日入園 → 4月15日までに申し込み

### ◆申し込み場所

保育所 愛西市役所子育て支援課、各支所

認定こども園・幼稚園 各施設

### ◆提出書類

保育所

①保育園入園申込書 ※愛西市の様式
②子どものための教育・保育給付認定申請書 ※愛西市の様式
③保育の必要性を確認するための書類（p.4 参照）
④愛西市保育料預金口座振替依頼書：公立園：0～5歳児クラス
私立園:0～2歳児クラス

認定こども園・新制度へ移行している幼稚園

①入園申込書 ※施設独自の様式
②子どものための教育・保育給付認定申請書 ※愛西市の様式
③保育の必要性を確認するための書類（p.4 参照）※認定こども園は 2・3 号認定者のみ

※愛西市の様式「保育園入園申込書」「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、愛西市役所子育て支援課・各支所窓口にてお渡しできるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

※家庭状況等により、その他必要書類の提出を求める場合があります。

※令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）の新規入園受付の開始時期は、令和7年10月頃を予定しています。 詳細は、市の広報及びホームページ等でお知らせします。

※愛西市では原則月の初日からの入園となっております。特別な事情がある方は、愛西市役所子育て支援課までご相談ください。

※入園月の前月末までに保護者の住民票を愛西市に入れるようにしてください。

## （2）広域入所について

広域入所とは、市町村間で調整を行い保護者の居住地以外の市町村にある保育施設等に入園することをいいます。

①愛西市に住民票がある方が他市町村の保育所等の利用を希望する場合。

【受付場所：愛西市役所子育て支援課・各支所】

・1号認定 市町村間での調整等はありません。施設に入所が可能か確認が必要です。

・2・3号認定 委託先の市町村及び保育所等に広域入所が可能か確認が必要です。保育の必要性や要件によっては入園ができない場合もあります。

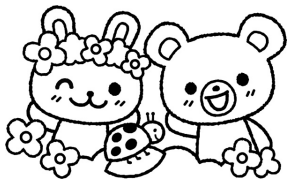

②他市町村に住民票がある方が愛西市の保育所等の利用を希望する場合。

【受付場所：居住する市町村】

・お住まいの市町村で、広域入所についてご相談ください。

※2・3号認定でお通いの方に関しては、年度毎に、市町村間で協議を行い、入園の可否を調整します。

## （3）保育の必要性を確認するための書類

| 保育を必要とする事由 | | 必要な提出書類 | 留意事項等 |
|---|---|---|---|
| 就労 | 月 64 時間以上の勤務 | 就労証明書 | ・「標準時間」利用の場合は、月 100 時間以上の勤務が必要です。（月の就労時間が 100 時間未満の場合は、「短時間」利用となります。）<br><br>・月 100 時間以上勤務している場合で、「短時間」利用を希望される方は、別途保育の必要量の変更に関する申立書を提出してください。 |
| 妊娠・出産 | 母親の妊娠・出産 | 母子手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページの写し） | ・出産予定月とその前後各 2 か月を認定期間とします。（例）出産予定6月 → 4月1日～8 月末まで |
| 疾病・障害 | 保護者の疾病・障害 | 保護者の診断書または障害者手帳等の写し | ・診断書は、療養・治癒期間及び「家庭での保育が困難である」等の記載があるもの。 |
| 介護・看護 | 原則同居または長期入院等している親族の介護・看護 | 申立書＋被介護・看護者の診断書または障害者手帳・介護保険被保険者証等の写し | |
| 災害復旧 | 地震、風水害、火災等の復旧 | 申立書+り災証明書等 | |
| 求職活動 | 仕事を探している | 申立書 | ・原則 2 か月以内に就労先を探して、就労証明書を提出していただきます。 |
| 就　学 | 高校、大学、専門学校等に在学中または職業訓練を受講中 | 申立書＋在学証明書等 | |
| その他 | 子の障害等愛西市が認めるとき | 申立書＋診断書・療育手帳の写し・意見書等 | |

◆就労証明書の証明月について

・直近 3 ヶ月（実績）の就労証明書の提出が必要です。

（例）5月入園の場合（提出期限4月15日）

→1・2・3月分の就労証明書の提出が必要です。

・新規採用等で実績がない場合は今後3ヶ月の就労見込みでの就労証明書の提出が必要です。

（例）5月入園で5月新規採用の場合（提出期限4月15日）

→5・6・7月分（見込み）の就労証明書の提出が必要です。

・育児休業からの仕事復帰の場合は産前産後休業・育児休業取得前3ヶ月の実績での就労証明書の提出が必要です。

・農業については、家庭菜園（1,000 ㎡未満）とみなされる場合は入園できません。

※市外にある実家などの農業の従事者の場合は、田畑がある市町村で発行の農地台帳の写しが必要です。

◆現況調査について

教育・保育給付認定（2号または3号認定）に係る認定要件の確認（引き続き保育を必要とする事由や状況に該当していることの確認）のため、年１回、世帯の状況を記入する「現況届」と、保育の必要性を確認するための書類の提出をしていただきます。また、確認のために、実地調査や電話による調査をする場合があります。

## （4）入園の決定に関する留意事項

◆入園の申し込みが受け入れ可能な定員を超えた場合、利用調整を行います。（P.10参照）
また、利用調整により、希望の施設に入園できない場合があります。

◆入園の決定に関する通知書（認定通知書・入所承諾書・利用者負担額決定通知書等）は、原則入園する月の前月20日前後に郵送します。

## （5）その他入園後に必要な手続き

入園後、以下の変更があった場合、すみやかに愛西市役所子育て支援課へ届け出てください。

| 変更内容 | 必要な届出等 |
|---|---|
| 市内で転居する場合 | 「変更届」を提出してください。 |
| 市外へ転出する場合 | 「退園届」を提出してください。<br>※引き続き通園を希望される際は、ご相談ください。 |
| 離婚や婚姻等により家庭状況（家族構成、名字等）が変更した場合 | 「家庭状況申立書」を提出してください。<br>※「変更届」が必要な場合があります。 |
| 就労先が変わった場合 | 「就労証明書」を提出してください。<br>ホームページよりダウンロード可能です。 |
| 就労等で入園しているが、産前産後休業を取得する場合 | 「母子手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）」を提出してください。 |
| 就労等で入園しているが、育児休業を取得する場合 | 育児休業を取得する場合は家庭で保育が可能な為、基本的に退園となりますが、継続して通園を希望される場合は「保護者の育児休業取得に伴う児童の保育所等入所継続希望調書」を提出してください。 |
| 転園を希望する場合 | 承諾期間中に、現在入園中の施設から他の施設へ転園する場合、退園及び新規入園手続きが必要です。 |
| 入所承諾期間中であるが、家庭で保育が可能となった場合 | 「退園届」を提出してください。 |

※その他変更があれば、愛西市役所子育て支援課または利用施設までお問い合わせください。

# 4.利用者負担額（保育料）について

◆幼児教育・保育の無償化について

3歳児クラス以上の児童については、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

※教育標準時間認定（1 号認定）の児童及び非課税世帯における3歳未満児についても同様です。

※延長保育をご利用される際の、延長保育料に関しては無償化の対象になりません。

## （1）利用者負担額（保育料）の算定

利用者負担額（保育料）は、世帯の前年度分（令和6年度）、現年度分（令和7年度）の市町村民税所得割額と保育時間により決定します。※定額減税が適用される場合は反映後で算定します。

※配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等は適用されません。

※市町村民税の申告をしていない場合や不備のある場合、市町村民税所得割額がわかる書類が提出されない場合は、利用者負担額の算定ができないため、最高額の利用者負担額を納めて頂くことになります。

※3 歳以上児は給食費等が必要になります。詳しくは各園までお問合せください。

※算定基準として父母の収入の合計額が180万円未満（母子・父子世帯の場合は150万円未満）の場合、同一住所の祖父母等の収入分（どちらか多い方）を含めて算定します。

※海外に在住している、またはしていた場合は、該当年分の収入が分かる書類等（日本円へ換算したもの）の提出が必要です。

## （2）利用者負担額表（2号認定（満3歳児）・3号認定）

（単位＝円）

<table>
<tr><th colspan="3">各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分</th><th colspan="2">利用者負担額(月額)</th></tr>
<tr><th>階層区分</th><th colspan="2">定義</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr>
<tr><td>第1階層</td><td colspan="2">生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第2階層</td><td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第3階層</td><td rowspan="6">市町村民税の課税世帯であってその所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td>48,600円未満</td><td>7,000</td><td>6,800</td></tr>
<tr><td>第4階層</td><td>97,000円未満</td><td>14,400</td><td>14,100</td></tr>
<tr><td>第5階層</td><td>169,000円未満</td><td>20,300</td><td>19,900</td></tr>
<tr><td>第6階層</td><td>301,000円未満</td><td>30,400</td><td>29,800</td></tr>
<tr><td>第7階層</td><td>397,000円未満</td><td>36,200</td><td>35,500</td></tr>
<tr><td>第8階層</td><td>397,000円以上</td><td>37,700</td><td>37,000</td></tr>
</table>

※第 4 階層は、第 4-1・4-2・4-3 階層に分かれます。

## （3）利用者負担額（保育料）の軽減

0～2歳児の利用者負担額（以下「保育料」という。）において、下記の①～④のいずれかに該当する場合、保育料を軽減します。

なお、該当する要件により申請が必要な場合は、「利用者負担額減額申請書」の提出をお願いいたします。
（該当年度中に受付した場合に軽減が適用されます。）

【申請書提出場所】愛西市役所子育て支援課または各支所

### ① 母子・父子世帯、障害児（者）等世帯※申請が必要です。

保育料の階層が、第3～4-2階層の世帯のうち、母子・父子世帯または在宅障害児（者）（「身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方」、「特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者（年金証書等の写しを添付）」）のいる世帯

※該当する世帯の範囲は、入園児と扶養義務関係のある場合に限ります。

【軽減の内容】

入園児が第1子なら半額、第2子以降なら無料

### ② 多子世帯※一部申請が必要です。

①に該当する世帯以外で、保育料の階層が、第3・4－1階層の世帯のうち、入園児の上に保護者が養育する兄姉がいる世帯

※養育する児童が市外に住民登録している場合は、申請が必要です。

【軽減の内容】

入園児が第2子なら半額、第3子以降なら無料

### ③ きょうだい同時入所世帯※申請不要です。

同一世帯から同時に2人以上の児童が保育所等に入所している世帯

【軽減の内容】

入園児の2人目は半額、3 人目以降は無料

### ④ 第3子以降3歳未満児軽減世帯※申請が必要です。

18歳未満の児童を3人以上養育し、かつ第3子以降の3歳未満児が保育所等に入所している世帯

※ただし、①～③の適用により軽減されている場合は、適用しない。（申請不要）

【申請が必要な場合】

・保育料の階層が、第4-2～4-3階層で、保育料が無料でない世帯
・保育料の階層が、第5・6階層で、保育料が半額になっていない世帯

【軽減の内容】

保育料の階層が第4-2～第4-3階層は無料、第5・6階層は半額

## （4）利用者負担額（保育料）の切替え

利用者負担額（保育料）算定の元となる市町村民税所得割額の年度は次のとおりとなります。

4～8月分：前年度（令和6年度）の市町村民税所得割額

9～3月分：当年度（令和7年度）の市町村民税所得割額 で算定します。

※算定年度の切替え（9月分以降の利用者負担額）により利用者負担額が変更になる場合は、対象者にお知らせします。

## （5）利用者負担額（保育料）の変更

以下の場合は、利用者負担額が変更になる可能性がありますので書類の提出をお願いいたします。

・結婚や離婚等により家族構成に変更がある場合

・修正、更正申告により市町村民税額に変更がある場合

市町村民税算定年度の1月1日に愛西市に住民票がなかった方は、原則個人番号による情報連携で課税情報を確認いたします。

※保育料は年度をまたいで変更できませんので、すみやかに提出していただきますようお願いします。

## （6）利用者負担額（保育料）の徴収

利用者負担額は原則口座からの引き落としになります。

引き落としについては、月末になります。

（例）4月分利用者負担額引き落とし → 4月30日

※月末が土曜日・日曜日・祝日及び金融機関休業日の場合の引き落としは、翌金融機関営業日です。

※認定こども園の利用者負担額（保育料）については各園での徴収です。

# 5.給食費（主食費・副食費）について

## （1）給食費（主食費・副食費）の徴収

### ◆乳児（0～2歳児）

利用者負担額に含まれているため、徴収はありません。

### ◆幼児（3～5歳児）

公立園：主食費500円、副食費（おかず代等）4,500 円です。

※給食費は原則口座からの引き落としになります。

※引き落としについては、月末になります。

（例）4月分給食費引き落とし → 4月30日

私立園：給食費の金額は各施設で決定、徴収します。

※副食費分につきましては、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の児童を対象に、副食費分が全額免除となります。

## （2）愛西市保育所等副食費補助金

現在、愛西市では、独自事業として、保護者の経済的負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりを推進するため、市内にお住まいの認可保育所、幼稚園等に在籍する 3 歳以上児の保護者を対象に、児童の副食費（おかず代等）を**月上限 3,500 円まで補助しています。**

# 6.保育所・認定こども園・幼稚園一覧

## ＜保育所＞

| | 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 開所時間 | 保育標準時間 | | 保育短時間 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 通常利用（11時間） | 延長保育 | 通常利用（8時間） | 延長保育 |
| 公立 | 佐屋中央保育園 | 北一色町昭和113 | 24-7100 | 160 | 7:00～19:00 | 7:30～18:30 | 7:00～7:30<br>18:30～19:00 | 8:30～16:30 | 7:00～8:30<br>16:30～19:00 |
| | 佐織保育園※ | 諏訪町池埋519 | 25-2346 | 90 | 7:30～18:30 | 7:30～18:30 | — | 8:30～16:30 | 7:30～8:30<br>16:30～18:30 |
| 私立 | 市江保育園 | 西條町東善太149 | 28-5251 | 270 | 7:00～19:30 | 7:00～18:00 | 18:00～19:30 | 8:00～16:00 | 7:00～8:00<br>16:00～19:30 |
| | 美和多保育園 | 須依町前田面157 | 28-4334 | 370 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 | 18:00～19:00 | 8:00～16:00 | 7:00～8:00<br>16:00～19:00 |
| | 西川端保育園 | 西川端町小城64-4 | 37-2294 | 150 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 | 18:00～19:00 | 8:00～16:00 | 7:00～8:00<br>16:00～19:00 |
| | 永和保育園 | 大野町未28 | 31-3725 | 100 | 7:00～19:00 | 7:30～18:30 | 7:00～7:30<br>18:30～19:00 | 8:30～16:30 | 7:00～8:30<br>16:30～19:00 |

※佐織保育園は令和12年度末をもって閉園となります。

## ＜認定こども園＞

| | 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 開所時間 | 保育標準時間 | | 保育短時間 | | 教育標準時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 通常利用（11時間） | 延長保育 | 通常利用（8時間） | 延長保育 | |
| 私立 | 勝幡さくら園 | 勝幡町塩畑2633-5 | 28-3714 | 125 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 | 18:00～19:00 | 8:00～16:00 | 7:00～8:00<br>16:00～19:00 | 8:30～16:00 |
| | 白百合保育園 | 江西町街道西95-4 | 37-1301 | 60 | 7:30～19:00 | 7:30～18:30 | 18:30～19:00 | 8:00～16:00 | 7:30～8:00<br>16:00～19:00 | 8:30～16:00 |
| | 丸島保育園 | 二子町上丸島92-1 | 37-0751 | 40 | 7:30～18:30 | 7:30～18:30 | — | 8:00～16:00 | 7:30～8:00<br>16:00～18:30 | 8:30～16:00 |
| | 立南保育園 | 山路町荒山59 | 28-5059 | 97 | 7:30～18:30 | 7:30～18:30 | — | 8:00～16:00 | 7:30～8:00<br>16:00～18:30 | 8:00～16:00 |
| | 諏訪幼稚園※ | 諏訪町郷東109 | 28-2402 | 255 | 7:30～18:30 | 7:30～18:30 | — | 8:00～16:00 | 7:30～8:00<br>16:00～18:30 | 8:00～15:30 |
| | 草平保育園 | 草平町中切19 | 26-1325 | 92 | 7:30～19:00 | 7:30～18:30 | 18:30～19:00 | 8:00～16:00 | 7:30～8:00<br>16:00～19:00 | 9:00～16:00 |
| | 天王幼稚園※ | 柚木町中田面372 | 26-9461 | 236 | 7:30～18:30 | 7:30～18:30 | — | 8:00～16:00 | 7:30～8:00<br>16:00～18:30 | 10:00～14:00 |

※令和7年4月1日から、諏訪幼稚園は幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行予定です。

※令和7年4月1日から、天王幼稚園は幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行予定です。

## ＜幼稚園＞

| | 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 開所時間 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 通常 | 預かり保育 |
| 私立 | とみよし幼稚園 | 大野町山1821 | 31-0069 | 210 | 8:00～14:30 | 14:30～18:00 |

# ７.利用調整について

**入園の申し込みが受け入れ可能な定員を超えた場合、次の手順に従って利用調整します。**

**（１）「1.保育所等利用調整基準指数表」に基づき世帯の基準指数（保護者(父・母)それぞれの基準指数の合算）を算定する。**

**（２）（１）で算定した基準指数に、「2.調整指数表」に基づく加点・減点を行う。**

**（３）（１）、（２）で算定した指数が高い世帯から利用を決定する。**

**（４）（１）、（２）で算定した指数が同一の場合は、世帯の状況等を総合的に考慮して決定する。**

## 【１．保育所等利用調整基準指数表】

| 保護者の状況 | | | 基準指数 |
|---|---|---|---|
| 類型 | 細目 | | |
| ①就労 | 月１２０時間以上の就労を常態 | | 10 |
| | 月１００時間以上の就労を常態 | | 9 |
| | 月６４時間以上の就労を常態 | | 8 |
| | 月６４時間未満の就労月が１月以上ある場合 | | 7 |
| | 就労予定の場合（見込みで就労証明書の提出ができない場合） | | 7 |
| ②妊娠・出産 | 産前産後期間（出産予定月とその前後各２か月）にある場合　※多胎の場合 | | 10 |
| | 産前産後期間（出産予定月とその前後各２か月）にある場合 | | 7 |
| ③疾病・障害 | 疾病等 | １か月以上の入院又は入院に相当する治療や安静を要する | 10 |
| | | 週３日以上の通院加療を行い、安静を要する | 9 |
| | | 継続的な通院加療を行い、安静を要する | 8 |
| | 障害 | 身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、療育手帳Ａ判定 | 10 |
| | | 身体障害者手帳３級、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳Ｂ判定 | 8 |
| | | 身体障害者手帳４級以下、療育手帳Ｃ判定 | 7 |
| ④介護・看護 | 施設付添 | 週５日以上の常時付添を要する | 10 |
| | | 週４日以上の常時付添を要する | 9 |
| | | 週３日以上の常時付添を要する | 8 |
| | 施設送迎 | 週３日以上の送迎を要する | 7 |
| | 自宅看護・介護 | 重度のため常時看護・介護を要する | 9 |
| | | 上記以外の看護・介護を要する | 7 |
| ⑤災害復旧 | 災害（地震、風水害、火災等）復旧に当たっている | | 10 |
| ⑥求職活動 | 求職活動（起業準備活動含む）を常態 | | 3 |
| ⑦就学 | 月６４時間以上の就学又は職業訓練を常態 | | 7 |
| | 月６４時間未満の就学又は職業訓練を常態 | | 3 |
| ⑧その他 | 前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合 | | ※ |

※分類番号①～⑦の指数を準用。

## 【２．調整指数表】

| 世帯の状況等 | 調整指数 |
|---|---|
| ひとり親世帯（単身赴任、離婚調停中等による別居は含まない） | +15 |
| 生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等） | +5 |
| 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い | +4 |
| 虐待や DV のおそれがある場合など、社会的養護を要する | +3 |
| 入所希望児童又は兄弟が障害を有する | +2 |
| 育児休業明け | +1 |
| 同居のきょうだいが同一の保育所等に在籍している、又は入所申込をしている | +1 |
| 保育料等を過去３か月分以上滞納している（卒園児分含む） | -4 |

**記入例**

| ※園児番号 |
| --- |
| ― |

令和 ●● 年 ● 月 ● 日

# 保 育 園 入 園 申 込 書

（兼 保 育 児 童 台 帳）

（あて先）**愛 西 市 長**

保護者 住　　所 愛西市〇〇町△△ **番地
（ふりがな）**あいさい じろう**
氏　　名 **愛西 二郎**
電話番号 **(0567) ××−××××**
携帯 **090−▲▲▲▲−▲▲▲▲（父）**
**090−●●●●−●●●●（母）**

**年齢は入園日の属する年度の4月1日現在で記入してください。**

保育園への入園につき次の
なお入園するため必要な
を承諾します。

市民税額について愛西市役所子育て支援課長の調査

**p.2「（2）保育を必要とする事由」のいずれかに限ります。家庭で保育できない理由を具体的に記入してください。**

| | 氏名（ふりがな） | 生年月日 | 年齢 | 性別 | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入園児童 | あいさい たろう<br>**愛西 太郎** | 平成 (令和) △年10月28日 | 3 | (男)・女 | |

| | | |
| --- | --- | --- |
| 入園を希望する保育園名 | 第一希望 〇 〇 | 保育園（希望理由）**自宅から近いため** |
| | 第二希望 □ □ | 保育園（希望理由） 〃 |
| | 第三希望 △ △ | 保育園（希望理由）**職場から近いため** |
| 保育の実施を希望する期間 | 令和□年 4月 1日から 令和☆☆年 3月31日まで | |
| 保育の実施を必要とする理由 | **父は常勤で、母はパートで週４日午前９時から午後３時まで働いているため、子どもの保育ができない。** | |

◎入園児童の家庭の状況

| 区分 | 氏名 | 入園児童との続柄 | 生年月日 | 年齢 | 性別 | 職業 | 課税の有無 前年度 市町村民税 | 課税の有無 前年分 所得税 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入園児童の世帯員 | **愛西 二郎** | **父** | **S□・5・5** | **32** | (男)・女 | **常勤** | (有)・無 | (有)・無 |
| | **花子** | **母** | **S■・5・16** | **29** | 男・(女) | **パート** | 有・(無) | 有・(無) |
| | **五郎** | **兄** | **H★・8・1** | **5** | (男)・女 | **△△保育園** | 有・無 | 有・無 |
| | **一子** | **祖母** | **S●・7・1** | **64** | 男・(女) | **農業** | (有)・無 | (有)・無 |
| | | | | | 男・女 | | 有・無 | 有・無 |
| | | | | | 男・女 | | 有・無 | 有・無 |

| | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| 生活保護の状況 | (無)・有（平成・令和 年 月 日開始） | 入園児童の障害の状況 | (無)・有（ ） |
| 耕作面積の状況 | 田 **17,920** ㎡、畑 **1,480** ㎡ | | |

**住民登録上の世帯ではなく、同居（同一敷地内、世帯分離も含む）の方、生計を一にしている別居の方（単身赴任している父等）全てを記入してください。**

| ※市記入欄 | 入園申込の承諾 | 保育の実施の要否 | 保育の実施期間 | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| | | 要・否<br>（理由） | 自 令和 年 月 日<br>至 令和 年 月 日 | 両親等 |
| | | 令和 年 月 日承諾 | 入園保育園 | |
| | | | 備　　考 | |

記入例

# 子どものための教育・保育給付　認定申請書

〇年　〇月　〇日

保護者氏名　　**愛西　二郎**

（あて先）　愛西市長　　個人番号　（　1234　5678　****　）

次のとおり、子どものための教育・保育給付費に係る認定を申請します。

| | （ふりがな）<br>氏　　名<br>（個人番号） | 生年月日 | 性別 | 障害者手帳の有無 |
|---|---|---|---|---|
| 申請に係る小学校就学前子ども | あいさい　たろう<br>**愛西　太郎**<br>（　1234　5678　****　） | ●●年　5月　5日生 | (男)・女 | 有・(無) |
| 保護者<br>住所・連絡先 | （住所）　**愛西市〇〇町〇〇＊＊番地**<br>（連絡先）　**0567−＊＊−＊＊＊＊　090−＊＊＊＊−＊＊＊＊** | | | |
| 認定者番号 | ※既に認定を受けている場合に記入して下さい。 | | | |
| 保育の希望の有無（※） | (有)　：　保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む） | | | |
| | 無　：　幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く） | | | |

**2・3号認定を希望する場合は「有」、1号認定を希望する場合は「無」へ丸をつけてください。**

（※）

・「保育所等」とは、保育所、認定こど　、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こど

・「有」を〇で囲んだ場合は①～④に、「無」を〇で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①　世帯の状況

| 区分 | （ふりがな）<br>氏　　名<br>（個人番号） | 児童との続柄 | 生年月日 | 性別 | 職業又は学校名等 | 前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 児童の世帯員 | あいさいじろう<br>愛西　二郎<br>（1234 5678 ****） | 父 | ●年5月5日生 | (男)・女 | 会社員 | (有)・無 | |
| | あいさいはなこ<br>愛西　花子<br>（1234 5678 ****） | 母 | ●年5月 16 日生 | 男・(女) | パート | 有・(無) | |
| | あいさいいちろう<br>愛西　一郎<br>（1234 5678 ****） | 兄 | ●年7月7日生 | (男)・女 | 〇△小学校 | 有・無 | |
| | あいさいごろう<br>愛西　五郎<br>（1234 5678 ****） | 兄 | ●年8月1日生 | (男)・女 | ●●保育園 | 有・無 | |
| | あいさいかずこ<br>愛西　一子<br>（1234 5678 ****） | 祖母 | ●年7月1日生 | 男・(女) | 農業 | (有)・無 | |
| 生活保護の適用の有無 | (適用無し)　・　適用有り（　　年　　月　　日保護開始） | | | | | | |

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 利用を希望する期間 | ●●年　●月　●日から　　●●年　●月　●日まで | | |
| 利用を希望する施設（事業者）名 | 施設（事業者）名・希望理由 | | 事業所番号＊ |
| | 第１希望　**●●保育園**　（希望理由）**自宅から近いため** | | |
| | 第２希望　**■■保育園**　（希望理由）　〃 | | |
| | 第３希望　**▲▲保育園**　（希望理由）**職場から近いため** | | |

〇「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。＊印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。

〇字は楷書ではっきりと書いてください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

| | 続柄 | 必要とする理由 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 保育の利用を必要とする理由 | 父 | ☑就労 ☐妊娠･出産 ☐疾病･障害 ☐介護等 ☐災害復旧 ☐求職活動<br>☐就学 ☐その他（ ）<br>（具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））| |
| | 母 | ☑就労 ☐妊娠･出産 ☐疾病･障害 ☐介護等 ☐災害復旧 ☐求職活動<br>☐就学 ☐その他（ ）<br>（具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））| |
| 家庭の状況 | ☐ひとり親家庭 ・ ☑左記以外 | | |
| 希望する利用時間 | 利用曜日 | 保育の必要量（利用時間） | |
| | **月** 曜日から **金** 曜日まで | ☑保育標準時間：概ね 7：00～18：00<br>※保育標準時間は就労時間が父母共に100時間以上必要です。<br>☐保育短時間 ：概ね 8：00～16：00 | |

④支給認定証の発行について※特に必要な場合（保育園等に求められた場合等）のみチェック

| | |
|---|---|
| 支給認定証の発行を希望します。 | ☐ はい |

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

※転入等により１月１日時点で愛西市に住民登録がない場合は、１月１日現在の住民登録地を記載してください。

■住所

保護者氏名 **愛西 二郎**